

別表 「構造改革特区推進のためのプログラム」(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)における「別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」に関する総合規制改革会議における検討結果

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
301	投資信託の特定資産の範囲拡大 (金融庁)	投資事業有限責任組合の持分権を、投資信託及び投資法人に関する法律上の特定資産に追加する。		措置済(1月施行)		(金融庁) 投資事業有限責任組合の持分権を、投資信託及び投資法人に関する法律上の特定資産に追加することについて、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第364号)を施行。	金融 ウ24
401	「公の施設」の管理 (総務省)	a 地方自治法(昭和22年法律第67号)では、地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(公の施設)を設けるものとし、その管理を地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定して委託することができる旨規定している。この規定の趣旨は、施設の利用料金の決定と収受は民間に委託することができないというにすぎず、それ以外の管理行為については広く民間へ委託することが可能であることを直ちに地方公共団体に周知徹底する。		措置済		(総務省) 平成15年1月21日に開催した全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において周知した。	住宅 ウ a
		b 一定の条件の下での利用料金の決定等を含めた管理委託を、地方公共団体の出資法人等のみならず、民間事業者に対しても行うことができるように現行制度を改正する。 (第156国会に関連法案提出)		法案提出	措置(法案成立後公布、公布後3ヶ月以内に施行予定)	(総務省) 「地方自治法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出した(同法案は公布後3ヶ月以内に施行予定。)	住宅 ウ b
403	地方公共団体から、国、独立行政法人又は公団等に対する寄附金等の支出制限の緩和 (総務省)	地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行う科学技術に関する研究開発で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するものに対し、国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除くなど一定の要件のもとで、地方公共団体が経費を負担できるようにする。		措置済 (14年11月施行)		(総務省) 地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第328号)により、地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行う科学技術に関する研究開発で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するものに対し、国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除くなど一定の要件の下で、地方公共団体が経費を負担できるようにした。	教育 工

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
406	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化 (総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	各道府県における総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)の基本構想の見直しに際して、道府県と国の協議の 手続きの見直しによる変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置	(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 協議に係る事務負担の軽減に関して、変更申請時の書類の簡素化、標準処理期間の設定、事前協議及び正式協議のオンライン化等を行うことについて、主務省(総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)及び関係省庁間で結論を得た。これらの内容について、15年度内に各道府県に対し周知する予定である。	住宅 ア63
407	法人制度の検討(行政書士について) (総務省)	利用者の多様なニーズに対応する観点から、行政書士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、それぞれの資格者の事務所の形態について、法人組織の形態を認める法人制度の創設を検討する。	検討	検討・結論	措置	(総務省) 行政書士の法人制度の創設については、平成15年度中に法改正措置を講じる予定である。	資格 (1)
408	実験局の免許要件の緩和 (総務省)	新しい無線方式の実証実験等のための実験局免許については、他の無線局への混信を及ぼすおそれがないこと及び将来の電波の有効利用を阻害しないことを前提として、実験目的を審査せず、また、技術基準への適合性の確認手続きの簡素化を図ることとし、技術の将来性や波及効果などを勘案して、免許を付与する。		検討	措置	(総務省) 電波有効利用技術の開発促進に向けた環境整備を図るため、実験局の開設を促進することは重要な課題であることから、平成14年1月から開催している「電波有効利用政策研究会」において、実験局の開設の促進方策について制度的・技術的な観点から検討を進め、同年12月に報告書を取りまとめた。 今後は、既存無線局への混信が発生しないこと等を前提として、免許期間を1年程度の短期間の実験局について実験目的を審査しない等大幅な規制緩和を進めることが適当である旨の同報告書の提言を受けて検討を進め、平成15年度中に所要の措置を講じる予定である。	ITア
409	公共ネットワーク・災害時用無線システム構築のための周波数割当等 (総務省)	国・地方公共団体が無線アクセスシステム等を用いた地域内の公共ネットワークや災害時に使用する無線システムの構築を行えるよう、技術基準の策定や周波数の割当等所要の措置を講ずる。		検討	措置	(総務省) 国・地方公共団体等における利用を目的とする「準ミリ波帯公共業務用無線アクセスシステム」の技術基準については、平成15年3月19日に情報通信審議会から技術的条件について答申を受けた。 今後、答申に基づき平成15年度中に制度化を行う予定である。	ITア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
410	周波数再配分方策の検討 (総務省)	最適な周波数再配分方策について、既存免許人への対応などの具体化を図るため、既に欧米で実施されたオークション方式による電波配分の実施状況の問題点を含め分析した上で、公平性、透明性、迅速性、周波数利用の効率性等の観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。	調査・検討	調査・検討・結論	措置	<p>(総務省)</p> <p>最適な周波数配分の実現を目的とした新たな電波有効利用方策の検討を行うため、平成14年1月から電波有効利用政策研究会を開催し、同年12月に報告書を取りまとめた。</p> <p>同報告書においては、</p> <p>新たな電波ニーズに迅速に対応するため、準備期間(計画の策定から免許人に電波利用の終了を求めるまでの期間)が短期間となるような再配分を実施した場合に損失を受ける既存免許人に対する給付金制度の導入。</p> <p>個々の無線局の周波数の割当方法について、公正性、透明性を高め、電波の有効利用を促進する観点から、比較審査項目に電波の再配分費用の負担について新規免許人が自ら申し出る負担額等を加えて審査する市場原理活用型比較審査方式の導入</p> <p>を提言した。</p> <p>また、周波数の割当方法へのオークション導入の是非については、欧州における落札額の高騰問題など、電波の有効利用を著しく阻害する危険性が強いことから、オークションではなく、新たな免許手続き(市場原理活用型比較審査方式)の導入を提言した。</p> <p>なお、給付金制度の具体化については、平成15年2月より「電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会」を開催し、給付金額の算定方式等について検討中である。</p>	IT ア
412	公共ネットワーク・災害時用無線システム構築のための周波数割当等 (総務省)	国・地方公共団体が無線アクセスシステム等を用いた地域内の公共ネットワークや災害時に使用する無線システムの構築を行えるよう、技術基準の策定や周波数の割当等所要の措置を講ずる。		検討	措置	「全国別表」409を参照	IT ア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
501	電子媒体による株式会社の公告の実現 (法務省)	企業のコスト削減の観点、高度情報社会の進展等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	法案成立、公布	一部措置済(4月施行)	15年中に法案提出	(法務省) 14年4月1日施行(決算公告についてのみ) なお、決算公告以外の公告事項については、平成15年中に電子媒体による公告を可能とするための商法改正法案提出予定。	法務イ
503	区分所有法(昭和37年法律第69号)の建て替え要件の見直し等 (法務省)	b マンションの共用部分の変更について、形状又は効用を著しく変更するものを除き、決議要件を緩和し、過半数の普通決議で足りることとする。		法案成立後公布	措置(公布)後6か月以内に施行予定)	(法務省) 同趣旨を内容とする「建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」(平成14年法律第140号、平成14年12月11日公布)が成立し、平成15年6月上旬までに施行する予定。	住宅ア50b、ITア
504	弁護士業に係る規制緩和 (司法制度改革推進本部、法務省)	国際化時代の法的需要に対応するために、弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を推進することは必須であるとの見地から、共同事業についての目的制限の撤廃等による自由化を実施し、外国法事務弁護士による雇用禁止規定については、これを撤廃すべきという指摘等があることも踏まえて見直しを実施する。また、これらの実施の際に弊害防止措置を設けるとしても、必要最小限のものとする。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後、公布	(司法制度改革推進本部) 外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等を内容とする司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案を第156回国会に提出。	法務ア
505	輸出入・港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	7月中を目途に運用開始	(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については平成15年7月中の運用開始を目途に関係省連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。また、これまで、ホームページで利用者意見を募集するとともに、シングルウィンドウ説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取に努めてきた。	IT工32b(e)、基準227a、運輸オa

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
702	輸出入・港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	7月中を目途に運用開始	「全国別表」505を参照	IT工 32 b (e)、 基準 2 27a、 運輸 オ a
801	インターナショナル・スクールに関する制度整備 (文部科学省)	インターナショナル・スクールについては、その定義を明確化した上で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づく私立学校に準じた取扱いとなるよう各種の支援措置を検討し、所要の措置を講ずる。 また、インターナショナル・スクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学の入学については、大学入学資格検定を受検しなくとも、入学資格を認められるようにするとともに、高等学校の入学については、例えば中学校卒業程度認定試験の受験資格を拡大する等により、大学や高等学校への入学機会を拡大する。		措置		(文部科学省) 支援措置の一環として、一定のインターナショナル・スクールを設置する学校法人・準学校法人が特定公益増進法人に追加された。(平成15年度税制改正、平成15年4月1日施行) 高等学校の入学機会の拡大については、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第12号)により、中学校卒業程度認定試験の受験資格を緩和した。(平成15年4月1日施行) なお、大学への入学機会の拡大については、検討中。	教育 イ
802	インターナショナル・スクールに関する制度整備 (文部科学省)	インターナショナル・スクールについては、その定義を明確化した上で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づく私立学校に準じた取扱いとなるよう各種の支援措置を検討し、所要の措置を講ずる。 また、インターナショナル・スクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学の入学については、大学入学資格検定を受検しなくとも、入学資格を認められるようにするとともに、高等学校の入学については、例えば中学校卒業程度認定試験の受験資格を拡大する等により、大学や高等学校への入学機会を拡大する。		措置		(文部科学省) 支援措置の一環として、一定のインターナショナル・スクールを設置する学校法人・準学校法人が特定公益増進法人に追加された。(平成15年度税制改正、平成15年4月1日施行) 高等学校の入学機会の拡大については、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第12号)により、中学校卒業程度認定試験の受験資格を緩和した。(平成15年4月1日施行) なお、大学への入学機会の拡大については、検討中。	教育 イ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
803	学部・学科の設置規制の柔軟化 (文部科学省)	<p>a 大学が主体的な判断により機動的に編成できるように、国立大学の法人化を待たず、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、認可制から届出制に変更することにより、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化することを図る。</p> <p>また、大学院の目的として高度専門職業人養成を明確化し、高度専門職業人に特化した「専門職大学院」を創設する。専門職大学院については、教員の相当数は実務経験者とし、また、第三者評価には、輩出した人材のレベルに関する社会的評価を重視する。</p>		法案成立、公布	措置 (15年4月施行)	<p>(文部科学省)</p> <p>平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。</p> <p>これを受けて、学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った。</p> <p>また、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に特化した教育を行う専門職大学院の制度を整備するとともに、その教育研究活動の状況について、第三者(文部科学大臣の認証を受けた評価機関)による定期的な評価を受ける制度を導入した。(学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)平成15年4月1日施行、第三者評価については、平成16年4月1日施行)</p> <p>さらに、専門職大学院を設置するのに必要な最低基準である専門職大学院設置基準を制定し、この基準において、専門職大学院の専任教員のうちには、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとした。(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)平成15年4月1日施行)</p>	教育ウ a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
804	大学の設置等における校地面積基準及び自己所有要件の大幅な緩和 (文部科学省)	a 校地面積に係る基準や校地の自己所有要件を、平成14年度中に大幅に緩和する。また、大学設置・学校法人審議会の内規において、「大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道1時間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の2分の1以上なければならない。」とされている規定については廃止する。		省令・告示 制定・公布	措置 (15年4月施行予定)	(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。 平成15年1月23日、中央教育審議会答申「大学設置基準等の改正について」を受け、「大学設置基準」(昭和31年文部省令第28号)等を改正し、校地面積は校舎面積の3倍とするという従来の基準を緩和し、収容定員1人当たり10平方メートルとした。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)、平成15年4月1日施行) また、自己所有要件についても、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」(昭和50年文部省告示第32号)の改正により、校地基準面積の2分の1以上が自己所有であることという従来の基準を緩和し、校舎基準面積相当分以上(校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上)が自己所有であることとした。(平成15年文部科学省告示第41号、平成15年4月1日施行) さらに、「大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道1時間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の2分の1以上なければならない。」という内規の規定を廃止した。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)、平成15年4月1日施行)4月1日施行)	教育 ウ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
805	大学の設置等における校地面積基準及び自己所有要件の大幅な緩和 (文部科学省)	a 校地面積に係る基準や校地の自己所有要件を、平成14年度中に大幅に緩和する。また、大学設置・学校法人審議会の内規において、「大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道1時間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の2分の1以上なければならない。」とされている規定については廃止する。		省令・告示 制定・公布	措置 (15年4月施行予定)	(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。 平成15年1月23日、中央教育審議会答申「大学設置基準等の改正について」を受け、「大学設置基準」(昭和31年文部省令第28号)等を改正し、校地面積は校舎面積の3倍とするという従来の基準を緩和し、収容定員1人当たり10平方メートルとした。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)、平成15年4月1日施行) また、自己所有要件についても、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」(昭和50年文部省告示第32号)の改正により、校地基準面積の2分の1以上が自己所有であることという従来の基準を緩和し、校舎基準面積相当分以上(校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上)が自己所有であることとした。(平成15年文部科学省告示第41号、平成15年4月1日施行) さらに、「大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道1時間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の2分の1以上なければならない。」という内規の規定を廃止した。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)、平成15年4月1日施行)	教育ウ
806	大学院大学の校地・校舎面積に関する基準の明確化 (文部科学省)	大学院大学の設置認可に係る校地・校舎面積に関する基準を明確化するため、大学の校舎の面積基準に準じた基準とするなどの方向で検討を行い、告示以上の法令で規定する。		省令制定・公布	措置 (15年4月施行予定)	(文部科学省) 大学院設置基準の改正により、大学院大学については、定量的な校地面積基準を求めないこととし、また、校舎については学部基準に準ずるものとした。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)平成15年4月1日施行)	教育ウ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
807	大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し (文部科学省)	「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」という方針は、大学の設置等に対する参入規制として働くと考えられることから撤廃する。		措置済		(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」との方針は撤廃した。(平成15年1月24日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会、平成15年4月1日より適用)	教育 ウ
808	複数の大学が連合して大学院を設置する場合の大学院設置基準の緩和 (文部科学省)	複数の大学が連合して大学院を設置する場合に、一定の要件の下で教員の兼務を認める。なお、要件については、以下のようなものを検討する。 ・ 独立した大学院としての一体的な運営の確保 ・ 教育水準の確保・向上 ・ 学生の学習の便宜(無理のない履修形態の確保) ・ 安定的・継続的な運営の確保		省令制定・公布	措置 (15年4月施行予定)	(文部科学省) 大学院設置基準の改正により、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を大学院に設置することを可能とし、また、教育研究上支障を生じない場合には、教育研究を協力して行う大学の教員が兼務することができることとした。(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)平成15年4月1日施行)	教育 ウ
809	国立大学等が取得した特許権等の譲与手続の簡素化 (文部科学省)	国立大学等が受託研究により取得した特許権・実用新案権の国以外の者へ譲与する場合に必要な文部科学大臣の承認を不要とし、事後通知とする。		訓令制定・公布	措置 (15年4月施行予定)	(文部科学省) 国立大学等が受託研究により取得した特許権・実用新案権を国以外の者へ譲与する際、文部科学大臣の承認を不要とし、事後通知とするため、「文部科学省所管国有財産取扱規程(平成13年文部科学省訓令第23号)を一部改正した。(平成15年4月1日施行)	教育 エ
810	国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大 (文部科学省)	大学において行う研究又は教員から教授される知見を基に学生が創業する場合に、国立大学の施設を使用できることを明確化する。		措置済 (14年10月通知)		(文部科学省) 国立大学等の研究成果を活用して創業を行う中小企業又は個人が、その事業の用に供するため国立大学等の施設を使用することは、平成14年6月14日付け文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長、会計課管財班主査通知により可能であったが、「中小企業又は個人」について「学生が起業した中小企業又は学生個人」が該当することを明確にした(平成14年10月31日付け文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長通知)。	教育 エ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
901	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	a 労働者派遣事業に関する規制緩和 すべての事業所に許可が必要としている現行の労働者派遣事業の許可制については、手続の簡素化の観点から、法人としての許可があれば、事業所の設置は届出で済むよう許可制度の緩和を行うことを含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、許可制の在り方を含め検討したところ、一般労働者派遣事業の許可制について、事業所単位から事業主単位に変更すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ a
902	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	f その他 (b) 労働者派遣に係る手続の簡素化 労働者派遣事業に係る手続を事業所ごとの手続から本社一括の手続に緩和すること、届出書類を削減することを含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、労働者派遣に係る手続の簡素化を含め検討した結果、 ・ 一般労働者派遣事業の許可制について、事業所単位から事業主単位に変更すること、また特定労働者派遣事業の届出制について、本社から一括して届け出ることを可能とすることを内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ f (b)
903	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	e 紹介予定派遣制度の見直し 紹介予定派遣を通常の派遣と同様の規定で律することには限界があり、実態調査等を踏まえ、事前面接や履歴書の送付要請、採用内定等の行為の解禁等法制度を含む現行制度の見直しを行う。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、紹介予定派遣の在り方を含め検討した結果、円滑な運用を妨げている阻害要因として指摘されている (1) 派遣就業開始前の面接、履歴書の送付 (2) 派遣就業開始前及び派遣就業期間中の求人条件の明示 (3) 派遣就業期間中の求人・求職の意思等の確認及び採用内定 ができないとされていることについて、可能とすることとする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ e

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
904	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	b 派遣期間の延長又は撤廃 派遣期間の制限に関しては、法律に基づく1年の期間制限と行政指導に基づく3年の期間制限のいずれについても、派遣労働者の声を踏まえ、これを延長又は撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣期間の在り方を含め検討した結果、現行の1年の期間制限を見直し、3年まで受入れ可能とすること、行政指導に基づく3年の期間制限を廃止すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ b
905	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	d 派遣対象業務の拡大等 (a) 現行労働者派遣法は、附則において、当分の間「物の製造」の業務について派遣事業を禁止しているが、製造業務の派遣事業に係る他国の状況も踏まえながら、これを解禁することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣対象業務の在り方を含め検討した結果、「物の製造」の業務について対象業務とすること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ d (a)
906	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	b 派遣期間の延長又は撤廃 派遣期間の制限に関しては、法律に基づく1年の期間制限と行政指導に基づく3年の期間制限のいずれについても、派遣労働者の声を踏まえ、これを延長又は撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣期間の在り方を含め検討した結果、現行の1年の期間制限を見直し、3年まで受入れ可能とすること、行政指導に基づく3年の期間制限を廃止すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ b
907	有期労働契約の拡大 (厚生労働省)	a 有期労働契約については、働き方の選択肢を増やし、雇用機会の拡大を図るためにも、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 平成15年2月、労働政策審議会において、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを盛り込んだ労働基準法改正案要綱について、おおむね妥当との答申を得たところである。これを踏まえ、第156回国会に法案の提出を行った。	雇用 イ a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
908	有期労働契約の拡大 (厚生労働省)	a 有期労働契約については、働き方の選択肢を増やし、雇用機会の拡大を図るためにも、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 平成15年2月、労働政策審議会において、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを盛り込んだ労働基準法改正案要綱について、おおむね妥当との答申を得たところである。これを踏まえ、第156回国会に法案の提出を行った。	雇用 イ a
909	裁量労働制の拡大 (厚生労働省)	b 企画業務型裁量労働制については、導入手続きが複雑であり、適用対象事業場等が限定的であることから、その手続の大幅な簡素化や適用対象事業場等の拡大を図ることを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 平成15年2月、労働政策審議会において、企画業務型裁量労働制の手続の簡素化や適用対象事業場の要件を緩和することを盛り込んだ労働基準法改正案要綱について、おおむね妥当との答申を得たところである。これを踏まえ、第156回国会に法案の提出を行った。	雇用 イ b
910	職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	a 求職者からの手数料規制緩和 平成14年2月の省令改正により、年収1,200万円を超える科学技術者・経営管理者からも徴収可能となったところであるが、求職者の実情等を踏まえ、求職者からの手数料規制については、より労働市場のニーズに合致したものとするため、年収要件の大幅な引き下げ、職種拡大により対象者の拡大を図る。 【平成14年厚生労働省令第12号】	一部措置済(2月施行)	平成15年度までに措置(速やかに実施)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、求職者手数料の在り方を含め検討した結果、求職者の実情等を踏まえ、年収に係る要件を引き下げるとともに、経営管理者、科学技術者の範囲について、より労働市場のニーズを踏まえたものとする内容を内容とする結論を得たところ。この結論を踏まえ、第156回国会に提出している職業安定法及び労働者派遣法の改正法案の施行に併せ、具体的な内容を検討し、所要の措置を講ずる予定。	雇用 ア a	

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
912	職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	<p>c 無料職業紹介事業に関する規制緩和</p> <p>(a) 無料職業紹介事業の届出制の範囲の拡大について検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。</p> <p>また、昨今の深刻な雇用情勢の下では、国・地方・民間等あらゆる機関の職業紹介能力を十分に活用する必要があり、地方公共団体においても無料職業紹介を事業として行えるようにする。</p> <p>(第156回国会に係る法案提出)</p>	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	<p>(厚生労働省)</p> <p>労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、無料職業紹介事業の許可制の在り方を含め検討したところ、</p> <p>(1) 商工会議所、農協等特別の法律に基づいて設立された団体が構成員のために行う無料職業紹介事業については、届出制に緩和すること</p> <p>(2) 許可制を事業所単位から事業主単位に変更すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。</p> <p>また、地方公共団体による無料職業紹介事業について、国と地方の二重行政となることのないよう配慮しながら、実施を可能とする内容の結論を得て、所要の法案を第156回国会に提出した。</p>	雇用 ア c (a)
913	職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	<p>c 無料職業紹介事業に関する規制緩和</p> <p>(a) 無料職業紹介事業の届出制の範囲の拡大について検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。</p> <p>また、昨今の深刻な雇用情勢の下では、国・地方・民間等あらゆる機関の職業紹介能力を十分に活用する必要があり、地方公共団体においても無料職業紹介を事業として行えるようにする。</p> <p>(第156回国会に係る法案提出)</p>	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	<p>(厚生労働省)</p> <p>労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、無料職業紹介事業の許可制の在り方を含め検討したところ、</p> <p>(1) 商工会議所、農協等特別の法律に基づいて設立された団体が構成員のために行う無料職業紹介事業については、届出制に緩和すること</p> <p>(2) 許可制を事業所単位から事業主単位に変更すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。</p> <p>また、地方公共団体による無料職業紹介事業について、国と地方の二重行政となることのないよう配慮しながら、実施を可能とする内容の結論を得て、所要の法案を第156回国会に提出した。</p>	雇用 ア c (a)

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
914	職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	d 有料職業紹介事業に関する規制緩和 (a) すべての事業所に許可が必要としている現行の有料職業紹介事業の許可制は、手続の簡素化の観点から、法人としての許可があれば、事業所の設置は届出で済むよう許可制度を緩和することを含め、検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 職業紹介事業に係る兼業規制については、これを原則として撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に關係法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、許可制の在り方や兼業禁止規制の在り方を含め検討した結果、有料職業紹介事業の許可制について、事業所単位から事業主単位に変更するとともに、兼業禁止規制を廃止すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 ア d (a)
915	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	e 紹介予定派遣制度の見直し 紹介予定派遣を通常の派遣と同様の規定で律することには限界があり、実態調査等を踏まえ、事前面接や履歴書の送付要請、採用内定等の行為の解禁等法制度を含む現行制度の見直しを行う。 (第156回国会に關係法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、紹介予定派遣の在り方を含め検討した結果、円滑な運用を妨げている阻害要因として指摘されている (1) 派遣就業開始前の面接、履歴書の送付 (2) 派遣就業開始前及び派遣就業期間中の求人条件の明示 (3) 派遣就業期間中の求人・求職の意思等の確認及び採用内定 ができないとされていることについて、可能とすることとする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ e

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
916	職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	g 職業紹介責任者に係る規制緩和 職業紹介制度全体の見直しに併せて、下記の項目についても検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (a) 職業紹介責任者の設置要件(人数)の見直し 責任の所在を明確にするためにも、職務内容の見直しを前提に、設置要件(人数)の大幅な見直しについて検討 (b) 人事異動の都度必要とされる同責任者の変更手続の簡素化 (c) 講習制度について、その在り方及び講習内容の見直し (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、職業紹介責任者の在り方を含め検討した結果、 (1) 業務を統括する者であることの明確化、選任要件の見直し (2) 変更手続の簡素化 (3) 講習の見直し(有効期間の5年への延長、再講習について講習時間数の短縮) を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 ア g
917	社会保険労務士の個別労働関係紛争当事者の代理 (厚生労働省)	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることを盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号、平成14年11月27日公布)の円滑な施行を図る。		適宜実施		(厚生労働省) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることを盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号)の円滑な施行を図るため、社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)の改正を行い、社会保険労務士法の一部を改正する法律とともに、平成15年4月1日に施行される予定である。	雇用 工
918	ボイラー・圧力容器の性能検査 (厚生労働省)	a 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー・圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化を完了する。 【ボイラー構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示) 圧力容器構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示)】	検討	検討(結論)・措置済(3月告示)		(厚生労働省) 「ボイラー構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示)」及び「圧力容器構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示)」により、ボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準の性能規定化について所要の措置を講じた。	危険 オ a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
919	ボイラー等の性能 (厚生労働省)	a ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。	原則として、平成15年度中に実施			(厚生労働省) ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討している。	危険 オ a
920	ボイラー等の検査時期の弾力化 (厚生労働省)	また、一つの工場が分社化により複数の別法人となった場合についても、適正な安全管理が実施される場合には、ボイラー等の連続運転認定の承継を可能とする。 【平成15年厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通達基安安発第0115001号】		措置済(1月通達)		(厚生労働省) 平成15年1月15日付け基安安発第0115001号「ボイラー等の連続運転認定要領に関する質疑応答の一部改正について」により、一つの工場が分社化により複数の別法人となった場合についても、一定の要件を満たす場合には、ボイラー等の連続運転認定の承継を可能とした。	危険 オ
923	高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限の撤廃 (厚生労働省)	現行では各施設とも1回限りとされている高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限について、先端医療を推進するため特に必要があると認められる場合には撤廃する等の弾力的な運用を行う。		措置済(3月通知)		(厚生労働省) 高度先進医療に係る病床の特例措置について、現行の1回限りとされている回数制限を撤廃し、先端医療を推進するため特に必要があると認められる場合には当該病床の整備が出来るように、特例の運用を定めている通知の改正を行った。 【平成15年3月厚生労働省医政局指導課長通知医政指発第0328001号】	医療 ア
925	臨床修練について、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を容認 (厚生労働省)	a 医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化する。		措置済(3月通知)		(厚生労働省) 医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化 【平成15年3月厚生労働省医政局長通知医政発第0331019号】	医療 イ a
		b 臨床修練の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加する。		措置済(3月施行)		(厚生労働省) 臨床修練の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加 【平成15年3月厚生労働省令第66号】	医療 イ b
		c 臨床修練の許可の審査期間の短縮を図る。		措置済		(厚生労働省) 臨床修練の許可の審査期間を短縮。(運用)	医療 イ c

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
926	遠隔診療の促進 (厚生労働省)	IT技術の進展に伴う遠隔診療については、対面診療を補完するものという基本的考え方を前提としつつ、例えば、僻地に限定することなく多様な場面での診療としても可能であることを明確にしたうえで、これを周知徹底し、促進する。		措置済(3月通知)		(厚生労働省) 対面診療が困難な場合(離島、へき地など)だけではなく、遠隔診療により適切な医療サービスが提供される場合(在宅の緩和ケア、リハビリテーション指導など)にも、対面診療を適切に組み合わせること等の条件を設定した上で、主治医の判断の下、必要に応じて遠隔診療を行うことを可能とした。 【平成15年3月厚生労働省医政局長通知医政発第0331020号】	医療 ア、 IT工 b
935	食品指定検査機関の指定要件の緩和 (厚生労働省)	公益法人に限定されている命令検査を実施する検査機関について、民間法人等も登録検査機関として登録することについて検討し、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に關係法案提出)		検討・結論 法案提出	法案提出 後公布・施行	(厚生労働省) 公益法人に限定されている命令検査を実施する検査機関について、民間法人等も登録検査機関として登録することができる旨の規定を盛り込んだ「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出しているところである。	基準 1(2)
936	温泉利用型健康増進施設の認定要件の緩和 (厚生労働省)	温泉利用型健康増進施設について、新たな普及版の認定要件について検討し、速やかに措置する。		結論	措置	(厚生労働省) 温泉利用型健康増進施設について、新たな普及版の確認要件についての検討のための実証事業を実施し、平成15年3月に結論を得たところ。	医療 工
937	農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃 (厚生労働省)	農林漁家が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行う場合、旅業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこととするについて検討し、速やかに実施する。		検討	早期に措置	(厚生労働省) 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については簡易宿泊所の客室延床面積の基準を適用しないとする旨の旅業法施行規則の改正を行い、平成15年4月1日施行予定。【平成15年厚生労働省令第48号】	医療 工
938	法人制度の検討(社会保険労務士について) (厚生労働省)	利用者の多様なニーズに対応する観点から、行政書士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、それぞれの資格者の事務所の形態について、法人組織の形態を認める法人制度の創設を検討する。 【社会保険労務士については、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号)】	検討	検討・結論	措置	(厚生労働省) 社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号)により、社会保険労務士が共同して社会保険労務士法人を設立することを可能とする措置を講じた。(平成15年4月1日施行)	資格 (1)

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
939	輸出入・港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	7月中を目途に運用開始	「全国別表」505を参照	IT工 32 b (e)、 基準 2 27a、 運輸 オ a
1001	輸出入・港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	7月中を目途に運用開始	「全国別表」505を参照	IT工 32 b (e)、 基準 2 27a、 運輸 オ a
1002	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化 (総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	各道府県における総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)の基本構想の見直しに際して、道府県と国の協議の手続の見直しによる変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置	「全国別表」406を参照	住宅 ア63
1102	工場立地法に係る規制緩和 (経済産業省)	a 土地利用計画や都市計画で緑地、環境施設が適正配置されている場合は、実情に応じた対応ができるよう工場立地に関する準則の改正又は運用を見直し、速やかに措置を講ずる。		検討	できるだけ早い時期に措置	(経済産業省) 土地利用計画や都市計画で緑地、環境施設が適正に位置されている場合、実情に応じた対応ができるよう、工場立地に関する準則の改正又は運用を見直し、速やかに措置を講ずるべく、地方公共団体、企業等へのヒアリング等を実施するなど実態把握を行った。	環境 キ a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
1103	工場立地法に係る規制緩和 (経済産業省)	b 地域の実情に応じた設定が可能となるよう、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(地域準則)について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。		検討	できるだけ早い時期に措置	(経済産業省) 地域の実情に応じた設定が可能となるよう、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(地域準則)について、全国的に見直し、速やかに措置を講ずるため、地方公共団体、企業等へのヒアリング等を実施するなど実態把握を行った。	環境 キ b
1104	工場立地法に係る規制緩和 (経済産業省)	c 工場敷地内の工場立地法上の緑地の定義について全国的に見直し、速やかに実施する。		検討	できるだけ早い時期に措置	(経済産業省) 工場敷地内の工場立地法上の緑地の定義について、全国的に見直し、速やかに実施するため、地方公共団体、企業等へのヒアリング等を実施するなど実態把握を行った。	環境 キ c
1105	工場立地法に係る規制緩和 (経済産業省)	d 工場敷地内の工場立地法上の環境施設の定義について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。		検討	できるだけ早い時期に措置	(経済産業省) 工場敷地内の工場立地法上の環境施設の定義について、全国的に見直し、速やかに措置を講ずるため、地方公共団体、企業等へのヒアリング等を実施するなど実態把握を行った。	環境 キ d
1106	工場立地法に係る規制緩和 (経済産業省)	e 敷地面積に対する生産施設面積の割合について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。		検討	できるだけ早い時期に措置	(経済産業省) 敷地面積に対する生産施設面積の割合について、全国的に見直し、速やかに措置を講ずるため、地方公共団体、企業等へのヒアリング等を実施するなど実態把握を行った。	環境 キ e
1107	工場立地法に係る規制緩和 (経済産業省)	f 敷地面積に対する緑地面積の割合について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。		検討	できるだけ早い時期に措置	(経済産業省) 敷地面積に対する緑地面積の割合について、全国的に見直し、速やかに措置を講ずるため、地方公共団体、企業等へのヒアリング等を実施するなど実態把握を行った。	環境 キ f

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
1108	投資事業有限責任組合制度の拡充 (経済産業省)	我が国における事業資金供給の一層の拡大を図る観点から、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく投資事業有限責任組合について、その投資対象や投資事業範囲の拡充を図る。		一部措置済 (12月施行) 検討	検討	<p>(経済産業省)</p> <p>中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正を行い、中小企業等投資事業有限責任組合(投資ファンド)の投資対象を、従来の株式会社から有限会社や企業組合にも拡大するとともに、同組合の投資事業の範囲について、従来の株式投資に加え、中小企業が営む事業から生ずる収益の分配を受けるための投資(信託受益権取得等のプロジェクトファイナンス)も可能とした。これらにより、新たな事業活動に挑戦する中小企業等のための資金調達方法の多様化を図ることとした(「中小企業挑戦支援法」が第155回臨時国会で11月15日に成立。平成15年12月16日より一部施行)。</p> <p>また、今第156回通常国会において成立した「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」において、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例として、一定の財務要件(債務超過企業等)を満たす企業の投資対象への追加、金銭債権の取得・保有事業の追加、投資先企業への融資事業の、補助的事業への追加等を講じている。これにより、投資事業有限責任組合制度を企業再生投資に活用することができ、企業再生ファンドによりリスクマネーの供給が可能になる。</p> <p>更に中小・ベンチャー企業、企業再生を目的とするものに限らない、多様なリスクマネーの供給を可能とするため、一般的な組織法制として投資事業全般を担うことができる有限責任組合制度の検討に着手している。</p>	法務イ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
1109	企業組合制度の改善 (経済産業省)	企業組合制度における組合員資格や組合員比率、組合員従事比率について、各々要件緩和する。		措置済 (2月施行)		(経済産業省) 企業組合制度について、組合員として企業や有限責任組合の参加を認めるとともに、企業組合の行う事業に従事しなければならない組合員の比率(従事比率)については2/3から1/2に、企業組合の行う事業に従事する者のうち組合員の比率(組合員比率)について1/2から1/3に、各々要件緩和を行った(第155回臨時国会における中小企業等協同組合法の一部改正により措置、平成15年2月1日より施行)。	法務 イ
1110	自由化範囲の拡大 (経済産業省)	小売自由化範囲の拡大については、需要家が供給者に関する選択肢を確保し得る環境整備を進めつつ、高圧(受電電圧6kV以上の需要家:中小ビル・工場等)までの自由化を行うとともに、家庭用などへの全面自由化の実施に向けた条件を明確に設定し、スケジュールを明示して取り組む。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。	エネ イ
1111	既存電力供給事業者への新エネルギー由来電力購入の義務化、購入割合拡大 (経済産業省)	電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける。		措置済		(経済産業省) 電気事業者に、一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける。その際の利用目標量については、2010年度において全国で122億kWh(事業者の販売電力量比で1.35%)とする。 【電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成15年4月1日施行)】	エネ イ23
1112	試験研究機関に対する高圧ガス製造事業届出手続の簡素化 (経済産業省)	試験研究機関については、高圧ガスの種類・量等に応じて製造事業届出の添付書類を簡素化する。		措置		(経済産業省) 試験研究機関について、高圧ガスの種類・処理能力に応じて製造事業届出の添付書類を簡素化した。 【高圧ガスの製造許可申請等にかかる添付書類について(平成15・03・25原院第3号)】	危険 ウ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
1114	圧力容器に係る例示基準の拡大 (経済産業省)	高圧ガス保安法に基づく圧力容器の技術基準に係る例示基準に、米国機械学会(ASME)の規格を採用する。		措置		(経済産業省) 米国機械学会(ASME)の規格を採用するため、高圧ガス保安法に基づく圧力容器の技術基準及び例示基準について所要の整備を行った。 【特定設備検査規則の一部を改正する省令(平成15年経済産業省令第41号)「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の一部改正について(平成15・03・28原・院第8号)】	危険 ウ
1116	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化 (総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	各道府県における総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)の基本構想の見直しに際して、道府県と国の協議の 手続の見直しによる変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置	「全国別表」406を参照	住宅 ア63
1117	輸出入・港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	7月中を目途に運用開始	「全国別表」505を参照	IT工 32 b (e)、 基準 2 27a、 運輸 オ a
1202	農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化 (国土交通省)	グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る。		措置済		(国土交通省) グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図るべく平成15年3月に通達を発出した。	運輸 オ24

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
1203	特殊車両通行許可手続 (国土交通省)	特殊車両通行許可手続について、電子申請手続の導入と併せて申請書類の電子化、審査期間の短縮、申請書類の削減、提出部数の削減等の簡素化について検討し、措置する。	検討	検討	検討・措置	(国土交通省) 平成15年度末に予定されている電子申請の導入に合わせて、申請書類の提出部数の削減、提出書類の削減等の手続の簡素化を実施すべく検討を進めているところであり、平成15年度中に措置することとしている。	運輸 才、 IT工 27
1204	都市公園の技術的基準等の柔軟化 (国土交通省)	地域の自然的、歴史的的特性等の下、多様な市街地が形成されている状況に柔軟に対応できるよう、都市公園の設置基準や公園施設及び占用物件について、弾力化を図る。		検討	措置	(国土交通省) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)について、次の改正を行った。(平成15年3月28日施行) ・休養施設、遊戯施設、運動施設及び教養施設である公園施設並びに仮設の占用物件について、都市公園法施行令に限定列挙されていたものを、条例により追加可能とした。 ・身近な公園に関する設置基準について、政令で一律に定めている誘致距離の標準を廃止した。	住宅 ア32
1205	集団規定等の性能規定化の推進 (国土交通省)	b オフィス等の住宅への転用を促進するため、住宅に係る採光に関する規定の合理化を図る。		措置済 (平成15年3月施行)		(国土交通省) 住宅の居室に係る床面積に対する窓等の有効面積の算定方法を合理化するため、平成15年国土交通省告示第303号を定めた。	住宅 ア34b
1206	畜舎等における防火規定の適用除外要件の拡大 (国土交通省)	畜舎等に係る防火壁の設置義務の適用除外要件である周辺建物等からの距離(20m超)について、延焼防止の観点から一定の安全措置を講じたものについて6mまで緩和するため、建築基準法令に基づく告示の整備を行う。		措置済 (平成15年3月施行)		(国土交通省) 防火壁の設置を要しない畜舎等の基準に関する告示(平成16年建設省告示第1716号)を改正することにより措置した。	住宅 ア33
1207	農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化 (国土交通省)	グリーンツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付加して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。		措置済		(国土交通省) 農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスを販売することは、旅行業に該当しないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の周知徹底を図った。 (平成15年3月国土交通省通知国総観旅第526号)	運輸 才25

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
1208	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化 (総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	各道府県における総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)の基本構想の見直しに際して、道府県と国の協議の 手続きの見直しによる変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置	「全国別表」406を参照	住宅 ア63
1209	輸出入・港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	7月中を目途に運用開始	「全国別表」505を参照	IT工 32 b (e)、 基準 2 27a、 運輸 オ a
1301	土壌環境保全対策 (環境省、関係省)	g 有害物質使用特定施設の所有権が移転され、引き続き土地が工場や研究所等の用途に使用される場合は、土壌汚染調査を猶予するよう、所要の措置を講ずる。		措置済 (2月施行)		(環境省) 有害物質を取り扱う施設に係る土地が引き続き工場や研究所等の用途に使用される場合に、土壌汚染の調査の実施を猶予する旨を、土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)において定めた(平成15年2月15日施行)。	環境 ア g